

警報発令時などの措置について

●「暴風警報」もしくは「特別警報」、地震に係る「警戒宣言」のいずれかが大阪府に発令されている場合の措置

時 間 帯		措 置
①	午前 6 時まで解除の場合	【平常授業】
②	午前6時以降～午前7時まで解除	【9:50 始業】当日の予定の授業を 40 分授業で実施
③	午前7時現在で発令中の場合	【臨時休業】

(注意)「暴風警報」「特別警報」以外の警報の場合は、平常通りです。

「特別警報」は、すべての災害に適応されます。

上記①、②の場合でも、居住地域に上記の警報が発令されていれば、登校しない。

※併設の咲くやこの花高等学校の措置は別途定めております。